

令和 2 年度少子化・子育て支援対策等について

1 少子化対策

(1) 現状と課題

少子化の急速な進行は社会や経済、地域の持続的な発展に影響を及ぼすとともに、子どもたち自身の健やかな成長への影響が懸念されることから、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを社会全体で進めることが重要となっている。

本県の合計特殊出生率は、1.47(R1)で、全国よりは高いものの、中国5県では最も低い。平成28年度に実施した出生率地域格差の要因分析では、「20～30歳代前半の結婚している女性の割合が低い」などの特徴が明らかとなっている。

(2) 令和2年度の重点的な取組

① 社会全体で子育てをする気運の醸成

- ・ 企業や市町村等との協働により、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及、子育てを応援するイベント等により、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。
- ・ 従業員の子育てや地域における子育てを応援する企業に対し「おかやま子育て応援宣言企業」への登録を促進する。さらに、より積極的な取組を登録企業に促すため、「アドバンス企業」の認定や知事表彰を実施する。

○ 「ももっこカード」協賛店舗数・子育て応援宣言企業数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
「ももっこカード」協賛店舗数	1,972	2,096	2,341	2,474	2,545	2,599
子育て応援宣言企業数	557	625	682	751	794	849

② 結婚支援の取組の強化

- ・ 結婚支援マッチングシステム「おかやま縁むすびネット」について、県内3つの常設サポートセンター（岡山、倉敷、津山）を拠点として、登録手続きや閲覧が行える特設会場を県内各地に開設するなど、利便性の向上を図る。

○結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の状況(R2.3末現在)

登録者数	2,022名（男性978名、女性1,044名）
お引合せ成立数	2,924組（累計）
成婚（報告）数	89組（累計）

- ・ 広島県と合同での出会いイベントの開催など、結婚に向けた気運の醸成を図る。

③ 第3子以降保育料無償化事業

- ・ 多子世帯に対する経済的負担を軽減し、3人以上の子どもを持ちたいと希望する世帯が希望どおり出産できるよう、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

2 子育て支援対策

(1) 現状と課題

平成27年度から本格的にスタートした、子ども・子育て支援新制度の下、市町村が子育て家庭のニーズに対応した保育・子育て支援サービスを総合的に提供できるよう、連携して支援している。

引き続き、病児保育や延長保育等、きめ細かな保育サービスの提供や、保育ニーズの増大により発生している待機児童の解消に向けて市町村に対し必要な支援を行うとともに、昨年10月から開始された幼児教育の無償化について、国や市町村と連携し、制度の安定的な運用に向けて取り組む。

(2) 令和2年度の重点的な取組

① 保育サービスの充実

- ・ 市町村が行う一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業、休日保育事業など、多様な保育サービス事業の実施を支援する。

② 保育の人材確保・待機児童対策

- ・ 「保育士・保育所支援センター」において、保育人材の確保に向けて、潜在保育士の掘り起こしや就業の支援を行い、復職につなげるとともに、保育士からの相談対応等を行い離職者の減少を図る。
- ・ 指定保育士養成施設と連携し、就職支援や離職防止、保育士の勤務実態の把握などに取り組み、保育士確保につなげる。
- ・ 保育現場におけるリーダー的職員を育成する「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、保育士等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。
- ・ 小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等において、子育て支援業務に従事する子育て支援員の養成を行う。

○子育て支援員研修修了者

コース	H29	H30	R1
地域保育	99	102	108
地域子育て支援	58	53	39
放課後児童	46	42	44
社会的養護	11	8	9
合計	214	205	200

- ・ 待機児童の解消につなげるため、1・2歳児の受入れを積極的に行う民間保育所等を支援する。

③ 放課後児童クラブの支援

- ・ 保護者の就労等により増大する放課後児童クラブの運営、施設整備の支援に適切に対応するとともに、放課後児童支援員資格の認定等の研修を行う。

○実施状況

	H29	H30	R1
クラブ数	518	538	568
支援の単位数	562	583	618
登録児童数	19,698	20,714	22,165

④ 地域での子育て支援

- ・ 身近な親子の居場所としての「ももっこステーション」の認知度を高め、利用を促進するとともに、大学等の人的資源、施設等を活用する「おかやま子育てカレッジ」（14校）の取組を支援する。

3 ひとり親家庭等の自立の促進

子育てと生計の担い手として、子どもの養育や家事等の生活面で多くの困難を抱え、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、ひとり親家庭支援センター等において相談・指導を行うとともに、就業支援や生活

支援、養育費確保に向けた支援等に取り組む。

また、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付など、経済的自立の促進を図るとともに、ひとり親に対する各種支援制度などをわかりやすく紹介した冊子を配布するなど、引き続き情報発信に努める。

4 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策に関する県計画に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、関係部局が連携して子どもの貧困対策を総合的に推進する。

また、昨年度から、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握して適切な支援につなげるモデル事業の実施、地域住民やNPO等による子どもの居場所づくりへの支援、大学との連携による体験学習等の機会の提供などを実施しているところであり、引き続き取組の促進に努める。

5 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

(1) 1次補正分

○保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策事業

- ・対象施設等 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等、児童養護施設等
- ・事業内容 マスク、消毒液等の購入経費等の補助
- ・補助基準額 1施設当たり 500 千円以内
- ・補助割合 国 10 / 10

○幼稚園向けの保健衛生用品等購入補助

- ・購入主体 県、市町村及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）
- ・対象施設等 国公立私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）
- ・事業内容 マスク、消毒液等の購入経費等の補助
- ・補助基準額 1施設当たり 500 千円以内
- ・補助割合 国 10 / 10

(2) 2次補正分

○保育所等感染拡大防止対策事業

- ・対象施設等 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等、児童養護施設等
- ・事業内容
 - ① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入
 - ② 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費）
 - ③ 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の経費
- ・補助基準額
 - ①及び②の合計で1施設当たり 500 千円以内
 - ③ 1市町村あたり 16,797 千円以内
- ・補助割合 国 10 / 10

○ 幼稚園向けの保健衛生用品等購入補助

- ・ 対象施設等 国公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）
- ・ 事業内容
 - ① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入
 - ② 幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費
- ・ 補助基準額 ①及び②の合計で1施設当たり500千円以内
- ・ 補助割合 国10/10

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月頃**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

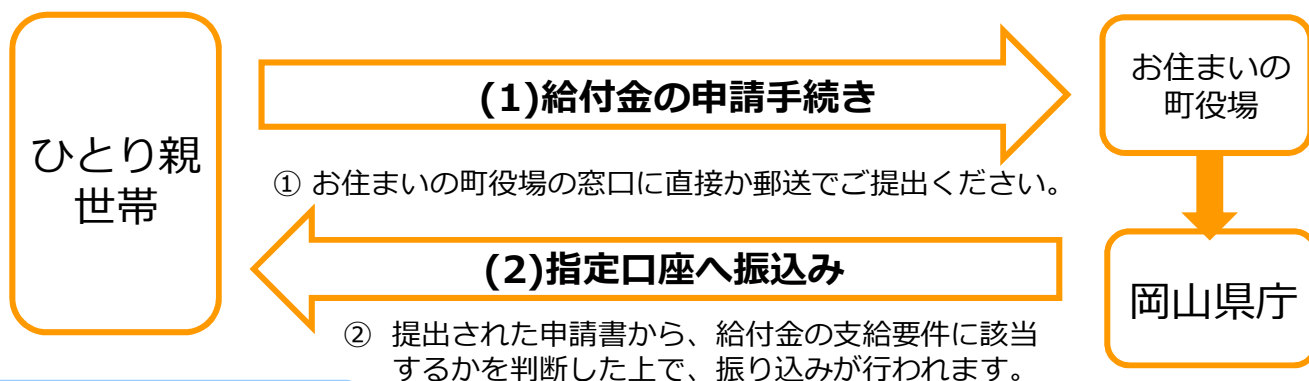
【ご注意ください】

- ※ **給付金を希望しない場合は、送付する届出書を返送してください。**
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して**可能な限り速やかに**振り込みます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付ともに申請が必要**です
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの町役場の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- お住まいの町役場「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。



新型コロナウイルスに負けない ための健康づくり



©岡山県「ももっち・うらっち」

室内にいる時間が長くなり、外出機会が減少すると、運動不足や食生活の乱れなどから、生活習慣病の悪化といった健康二次被害が懸念されます。

そこで、この先、新しい生活様式も実践しながら、徐々に日常生活に戻して行く上で、注意する点やポイントを健康づくりの面からまとめてみました。

新型コロナウイルスに負けない健康づくりを進め、みんなでこの難局を乗り越えましょう！

1 運動不足にならないために・・・

健康の保持だけでなく、将来的な要介護状態を回避するためにも、意識的に運動・スポーツに取り組みましょう。

家の中では

ラジオ体操や自治体のオリジナル体操、スクワットなどの気軽にできる運動がおすすめです。座ったままや横になる時間を減らし、できるだけ体を動かすようにしましょう。

「新しい生活様式」の実践例

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと

屋外では

屋外で運動やスポーツをするときは、三つの密のうち、一つでも該当しないように注意しましょう。

また、熱中症予防のため、小まめな水分補給を心がけましょう。



マスクの着用

運動強度が上がることがありますので、速度を落とすなど調整しましょう。また、熱中症予防のため、人と2メートル以上の距離を確保できるときは、適宜マスクをはずしましょう。

また、2歳未満の子どもは、呼吸しにくくなるので危険です。

2 生活リズムを整えよう(食事・睡眠など)

決まった時間に起きて、朝ご飯を食べるなど、生活リズムを整えましょう。



感染症の予防のために免疫力を高めるには「バランスよく食べる」ことが大切です。いろいろな食品から必要なエネルギーや栄養を体に取り込むことが毎日を健康に過ごす最もよい方法です。

ポイント1 バランスのよい食事を1日3回食べる

栄養素によっては長い時間蓄えられないものもあります。食事は1日3回とりましょう。

ポイント2 欠食や偏食を見直す

家にいる時間が長くなると、欠食や偏った食事になりがちです。特定の栄養素が必要量とれない状態が続くことのないよう、いろいろなものを食べるようにしましょう。

ポイント3 1日を通してバランスを整えよう

理想の食事は1食毎に主食、主菜と副菜を2皿を揃えることです。難しいときは、前後の食事を工夫して1日に必要なエネルギーや栄養素をとれるように調節しましょう。

「新しい生活様式」の実践例(食事)

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて



©岡山県「ももっち・うらっち」

3 乳幼児健診や予防接種

乳幼児健診の目的は、年齢ごとに起こりやすい病気や問題を早めに見つけて治療などに結び付けることです。予防接種についても、感染症にかかる前に接種することが極めて重要です。

! 極端な制限によって**予防できる他の重要な病気の危険性にさらされる**ことを避ける必要

今後も数か月単位での流行が想定され、その間に乳幼児健診や予防接種を回避するデメリットも大きいと考えられます。

乳幼児健診やBCGなどの予防接種を集団で実施している市町村でも、**地域の流行状況により柔軟に対応しているところもあります。お住いの市町村や保健所に確認してください。**

健診や予防接種を市町村や医療機関で受けるときの、一般的な感染症対策



©岡山県「うらっち」

子どもや付き添いの保護者の方

- ・熱や咳などの症状がないことを確認
- ・付き添いの方も手洗いを行ってマスクを着用
- ・可能な限りきょうだいや祖父母などの同伴を避ける
- ・会場や医療機関でオムツを替えないことを心がける。



©岡山県「ももっち」

4 重症化予防のための禁煙

新型コロナウイルスは、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方では、重症化するリスクが高いと考えられています。

中国の入院患者における分析・報告

喫煙歴のある人は非喫煙者に比べ、感染した場合の、

- ・重症化リスク …………… 約1.7倍
- ・集中治療室（ICU）入室、人工呼吸器による管理、死亡に陥るリスク … 約2.9倍

WHO（世界保健機関）による声明

- ・喫煙者は、重篤な疾患の発症と死亡のリスクがより高いことが示唆されている。
- ・喫煙者に対し、効果が実証された方法で、すぐに禁煙行動を起こすことを推奨する。

! **Q 今から禁煙しても効果はあるの…？**

A これまで長く喫煙を続けてこられた方でも、禁煙をはじめると、1～2週間で少しずつ呼吸が楽になり、ニコチン摂取が中止されることでの免疫力の回復も期待できるなど、**その効果は現れる**と言われています。

喫煙者の方は、この機会に禁煙について考えてみてはいかがでしょうか。県では、禁煙の電話相談窓口も設置していますので、まずはご相談ください。

※ 禁煙の電話相談窓口について（岡山県）
<https://www.pref.okayama.jp/page/356592.html>



©岡山県「ももっち」

子供たちのための学習コンテンツサイト 「OKAYAMA・おうち Lab.」

1 趣旨

主として小・中学生に対して、主体的・探究的な学習や発展的な学びを促すこと、社会教育施設等への関心を喚起すること及び新型コロナウイルス感染拡大が収まった後、各社会教育施設等を訪れ、実際に「人・もの・こと」に触れることにより、郷土「岡山」への愛着や誇りを抱かせることを目的とする。

2 ページ URL (岡山県生涯学習センター ホームページ内)

<http://www.pal.pref.okayama.jp/category/page.aspx?servno=4289>

3 コンテンツ等

○岡山人リレートーク

岡山リベッツ吉田雅己選手からのメッセージ

○きっずユニバ online

「静電気であそぼう」、「じょうぶなポリ袋」

○フムフムカレッジ

なぎビカリアミュージアム、備中松山城、渋川マリン水族館

○チャレンジ

防災チャレンジ、電一郎先生のみんなもつくってみよう

○本を読む

好きな本総選挙、おもしろ読書辞典、デジタル岡山大百科

○バラエティ

電気はどこからどうやって届くのか、消費者問題ってなあ～に？

○相談窓口

子どもホットライン、すこやか育児テレホン



【ページイメージ】

